

学校法人 星美学園 女性活躍推進法に基づく行動計画

学校法人星美学園は、「女性活躍推進法」において国が示す①採用した労働者に占める女性労働者の割合②男女の平均勤続年数の差異③管理職に占める女性労働者の割合等、については判断基準とされる数値目標を既に達成していることから、職員が性別や年齢を問わずそれぞれの部署において活躍することができるよう、活力ある職場環境を構築するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～令和8年 3月31日までの5年間
2. 内容

目標：年次有給休暇の取得向上に取り組む。令和8年3月末までに全職員の年次有給休暇取得率を80%以上とする。

<対策>

- 令和3年 4月～ 現状を把握し、職場ごとに業務内容及び働き方の見直しを行う。
- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況により、問題点等を分析し、取得促進のために措置を検討し、実施する。

女性の活躍に関する情報

管理職に占める女性労働者の割合

5年度		全体
女性の管理職数	(A)	46
管理職数	(B)	73
管理職に占める女性労働者の割合	(A/B)	63%